

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の運用が、令和3年10月20日（水）から開始されます。

当院においても、同日からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりますので、ぜひご活用ください。

※なお、マイナポータル上で事前に登録していただくことが必要です。

また、機器が使用できないこともありますので、当面は健康保険証もご持参ください。